

鹿児島県工事成績評定通知実施要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿児島県工事成績評定要領第7条に基づき、鹿児島県が発注する請負工事(以下「工事」という。)の工事成績評定の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の向上を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績評定の通知の対象とする工事は、鹿児島県工事成績評定要領(以下「評定要領」という。)第2条に規定された評定の対象工事とする。

(評定の通知)

第3条 契約担当者(鹿児島県契約規則第2条に規定する契約担当者とする。以下同じ。)は、検査員から完成検査後の総合評点の報告を受けた後、当該工事の請負者に速やかに通知するものとする。この場合の通知は、工事成績通知書(別記様式)により行うものとする。

(説明請求)

第4条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に書面により契約担当者に評定について説明を求めることが出来るものとする。

(説明請求に対する回答)

第5条 契約担当者は、通知を受けた当該請負者から前条による説明を求められた場合、速やかに回答するものとする。

2 契約担当者は、回答にあたり、工事成績評定評価委員会を設置し、その意見を求めることが出来る。なお、本庁工事監査の検査に係る件については、工事監査とも協議するものとする。

3 工事成績評定評価委員会の設置運営に関する事項は、平成12年4月1日施行の鹿児島県工事成績評定評価委員会設置要領による。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年4月1日以降の検査分から適用する。

附則

この要領は、平成22年4月1日以降の入札執行分から適用する。

附則

この要領は、平成29年1月1日から適用する。

契約の相手方

所在地

商号または名称

代表者氏名

殿

契約担当者 印

工 事 成 績 通 知 書

貴社が受注した工事について、鹿児島県工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に説明等が必要なときは、通知を受けた日から14日以内に書面により、説明を求めることができます。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 ~
- 4 完成検査年月日
- 5 評定点 点(100点満点)

(項目別評定点については、別紙のとおり)

項目別評定点

工事名

評価項目	細別	評定点
		満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	3.3 点
	II. 配置技術者	4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	13.0 点
	II. 工程管理	8.1 点
	III. 安全対策	8.8 点
	IV. 対外関係	3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	14.9 点
	II. 品質	17.4 点
	III. 出来ばえ	8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	5.2 点
7. 法令遵守等(減点のみ)	工事事故等による減点	
	総合評価による減点	
評定点合計		100 点

評定点合計は、各細別評定点を合計しても四捨五入の関係で合わないことがあります。